



図書館だより



最近のレファレンス事例から

【質問内容】

国籍法第5条第1項2号に「20歳以上で本国法によって能力を有すること」と規定されていたが、「能力」との文言が平成16年12月の改正で「行為能力」に改正されている。その改正経緯を知りたい。

【調査経過】

当館の蔵書検索システムで「国籍法」のキーワードから検索したが、国籍法の改正に関する記事はなかった。

そこで、「法令全書」平成16年12月号で改正法（平16法147号）を確認。

本法は「民法の一部を改正する法律」であり、附則第9条において関連法の改正として、国籍法が他の法律と一括して文言改正（能力→行為能力）されていた。改正の趣旨は下記資料で確認。要は、「他の概念との混同を避けるための置きかえ」で「能力」が「行為能力」に置きかえられたのであった。

【特記事項】＊民法の現代語化について

基本方針は大まかに以下の5点。①カタカナ文語体から平仮名口語体への改め、②一般に用いられていない用語の置きかえ、③確立された判例・学説に基づく要件の付加・文言の手直し、④実効性を喪失している条文・文言の削除・整理、⑤条見出し・項番号を付すなど形式の整備。

このうち、②に基づく用語の置きかえは以下の通り分類される。

a. 難解ゆえ、一般的でない用語の置きかえ

欠缺→不存在（101条1項等）、毀損→損傷（190条1項等）、圍繞地→その土地を囲んでいる他の土地（210条1項）、斟酌→考慮（268条2項等）、懈怠→過

失（504条） など

b. 現在では使われていない古い用語の言い換え

旅店→旅館（174条等）、木戸銭→入場料（140条）、僕卑→家事使用人（310条） など

c. 他の概念との混同を避けるための置きかえ

能力→行為能力（6条1項等）、不法行為→不法な行為（132条）、取消ス→撤回する（407条2項等）、賃金→賃料（601条） など

d. 難解又は一般的でない用字の修正

疆界→境界（209条1項等）、牆壁→障壁（209条1項等）、拋棄→放棄（136条2項等）

詳細については下記資料に「一覧表」としてまとめられているので、参照のこと。

【参考資料】＊平成16年民法改正に関する資料

○図書

「現代語化民法新旧対照条文」（別冊NBL99号）（請求記号M-N510-99）

「新しい民法—現代語化の経緯と解説」（池田真朗編 2005 有斐閣）（請求記号324-I550）

「改正民法ハンドブック」（吉田徹編著 2005 ぎょうせい）（請求記号324-Y769）

「新しい民法全条文—現代語化と保証制度改正」（近江幸治編 2005 三省堂）（請求記号324-O493）

○雑誌記事

「民法の一部を改正する法律」法令解説資料総覧279号

「民法の現代語化」（中田裕康）ジュリスト1283号

「民法の現代語化と保証契約の適正化—民法の一部を改正する法律」（筒井健夫）時の法令1735号

（東弁・二弁合同図書館事務局 白川 智行）